

特集 I

取引相場のない株式の評価方法の変遷

税理士：武井 宏貴

目次	
1 はじめに	6
2 昭和39年の通達制定以前の状況	7
(1) 財産税法の創設	7
(2) 富裕税の創設	7
3 相続税財産評価基本通達の制定（昭和39年）	8
(1) 制定の背景	8
(2) 取引相場のない株式の評価方法の原則	8
(3) 非同族株主の株式（配当還元方式の導入）	8
(4) 特定の評価会社	9
(5) 国税庁への上申制度	9
4 昭和期の主な改正	9
(1) 昭和44年 7 月改正	9
(2) 昭和47年 6 月改正	10
(3) 昭和53年 4 月改正	10
(4) 昭和58年 4 月改正	11
5 平成期の主な改正	11
(1) 平成 2 年 8 月改正	11
(2) 平成 6 年 6 月改正	12
(3) 平成12年～平成15年改正	12
(4) 平成18年～平成20年改正	13
(5) 平成25年改正	13
(6) 平成29年改正	13
6 令和期の動向	15
(1) 令和 4 年 4 月19日最高裁判決の影響	15
(2) 会計検査院の報告	15
(3) 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」の開催	16
7 法人税における評価通達の準用	16
(1) 平成12年改正前	16
(2) 平成12年改正以降	16
8 所得税における評価通達の準用	17
(1) 平成12年改正（所得税基本通達59-6の新設）	17
(2) 令和 2 年改正以降	17
9 むすびに	17

1 はじめに

会計検査院が令和 6 年11月に公表した令和 5 年度決算検査報告を契機として、非上場株式の評価制度の見直しの可能性が議論

されている。

当該決算検査報告を受けて、国税庁が独自の調査を行った結果、現行の財産評価基本通達が平成期以降の企業活動のグローバル化等に十分に対応していない実態や、非

上場株式を活用した高度なスキームが利用されてきた実態が明らかとなったようであるが、こうした中、令和8年4月より開催されている「取引相場のない株式の評価方法に関する有識者会議」の動向に実務家の関心が集まっており、令和8年末の税制改正大綱を経て大幅な通達改正が行われる見込みとの報道もされている。

そこで本稿では、取引相場のない株式の評価について、昭和39年に相続税財産評価基本通達として制定され、その後改正を重ねてきた経緯や時代背景も踏まえて、制度の変遷を時系列で整理する。なお、2及び3では通達制定以前の状況、4及び5では昭和期・平成期の主な改正、6では令和期の動向、7及び8では法人税及び所得税への波及について取り上げる*1。

2 昭和39年の通達制定以前の状況

(1) 財産税法の創設

明治38年に導入された旧相続税法には、船舶等一部の財産の評価方法が規定されたものの、株式について明確な基準は規定されていなかった。

終戦後の昭和21年に財産税法が創設されると、財産の価額を把握する目的で主要な財産の評価方法が法令に規定され、株式の価額は「その取引価額、その法人の資産及び収益の状況、類似会社の株式その他の出資の取引価額」を参酌し、政府が株式等評価委員会に諮問して定めることとされた。なお、実際の運用では、通牒でより具体的な評価方法が定められ、非同族会社の株式は、類似業種の株価を基礎に純資産価額の

比率を乗じた上で市場性を勘案して評価し、同族会社の株式は純資産価額を基に一定の減額をして評価していたようである。このような財産税法の株式評価は、①法令で基本原則を定め、②委員会で価額を決定し、③通牒で具体的算定方法を補う、という構造で、後の通達による株式評価の原型になったといえる。

(2) 富裕税の創設

イ 富裕税財産評価事務取扱通達（昭和26年）

戦後の日本で一時的に課された富裕税の計算のために、財産をどのように評価するかを定めた通達であり、公平な課税を実現するため、市場価格が明確でない財産について、税務上の評価ルールを定めたものである。富裕税自体はわずか3年で廃止されたが、本通達はその後も存置され、昭和39年に相続税財産評価基本通達が制定されるまで相続税等の財産評価に準用されていた。その意味で、現在の財産評価基本通達の前身として位置づけることができる。

ロ 株式の評価方法

昭和26年1月に発遣された当初の通達は、株主1人とその同族関係者の持株割合（資本金割合）を定め、例えば、資本金割合が70%以上の場合は純資産価額により評価するなど、同族関係の強弱に応じて評価方法が区分されていたが、実態に合わなかったために実際に適用されることなく、同年5月に改正がなされた。

主な改正点は、会社規模を考慮した点及び類似会社比準方式を中心にした点で、原

*1 2から5までについては、加藤浩「今後の取引相場のない株式の評価のあり方」税大論叢第96号281頁（令和元年）第1章を参考とした。

則として、「類似会社比準価額×L＋純資産価額×（1－L）」の算式により評価することとされ、Lの割合は評価会社の総資産価額、取引価額又は従業員数に応じて定められた数値のうち最も高いものとされた。また、類似会社比準価額は、事業内容の類似する複数の上場会社の株価に評価会社と類似会社の1株当たりの「配当」「利益」及び「純資産」の比準割合を乗じて求めることとされ、この枠組みは現行方式にも踏襲されている。

3 相続税財産評価基本通達の制定（昭和39年）

(1) 制定の背景

それまでの相続税等の財産評価は、上記2の富裕税財産評価事務取扱通達と個別通達に準拠して行われてきたが、同事務取扱通達の制定後十余年を経過し、経済や社会事情の変更に対応しきれなくなってきたことなどの事情に鑑み、国税庁において通達の整理簡素化を第一の目標として全体的な整備がなされ、昭和39年に「相続税財産評価に関する基本通達」が制定された。その後、平成4年度に導入された地価税にも適

用されることとなり、現在の「財産評価基本通達」に改称されて現在に至っている（以下、この通達を「評価通達」という。）。

(2) 取引相場のない株式の評価方法の原則

制定当初の評価通達では、株主の同族関係と会社規模に応じて評価方法が区分された。会社規模は、総資産価額（簿価）、取引金額及び資本金の額により判定することとされ、総資産価額及び取引金額については、卸売業とそれ以外の業種とで判定基準が分けられた。また、新たに導入された資本金額基準では、当時の上場審査基準に合わせて資本金1億円以上の会社は一律に大会社に該当することとされた。

同族株主^{*2}が所有する取引相場のない株式は、発行会社の規模に応じて評価方法が定められ、発行会社が大会社の場合には類似業種比準価額、小会社の場合は純資産価額、中会社の場合は類似業種比準価額と純資産価額をLの割合（0.25、0.5又は0.75）を用いて併用することとされた。なお、類似業種比準価額は下記のいずれか低い方の価額とされた。

$$(a) A \times \left[\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 3}{6} \right]$$

$$(b) A \times \left[\frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 1}{4} \right]$$

※ 算式中の各記号は基本的に現行評価通達と同様であるが、BについてはCに類似業種の配当性向を乗じて求めることとされた（昭和44年7月改正により廃止）。

(3) 非同族株主の株式（配当還元方式の導入）

非同族株主が有する株式の価額は、大会

社については類似業種比準価額と配当還元価額との折衷額により、中会社及び小会社については配当還元価額のみで評価するこ

^{*2} 課税時期におけるその株式の発行会社の株主のうち株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の30%以上（筆頭株主グループが50%以上である場合は50%以上）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいうこととされ、それまでの資本金割合による判定から持株割合による判定へと改正された。

ととされた。類似業種比準価額の計算は、同族株主の場合と異なり、③について、1株当たりの券面額にその会社の直前期末における年配当率を乗じて計算することとされた。このような計算方法とされたのは、非同族株主の会社に対する支配力は無いに等しいことから、発行会社が過少配当をしているかどうかを考慮する必要はないと考えられたためである。

配当還元方式の算式は次のとおりで、還元率は現行の評価通達と変わらない。

$$\frac{\text{その株式の1株当たりの券面額} \times \text{その株式に係る2年間の年平均配当率}}{10\%}$$

なお、株主の属性と会社規模に応じた評価方法は、図表1のとおりまとめることができる。

図表1 会社規模の区分と評価方法（昭和39年制定時）

区 分	要 件	評価方法
大会社	・資本金 1 億円以上または ・直前期末の総資産価額 5 億円以上（10億円以上） もしくは直前期末以前1年間の取引金額10億円以上（50億円以上）	同族株主：類似業種比準価額 非同族株主：類似業種比準価額と配当還元価額の合計額の2分の1
中会社	資本金 1 億円未満で、 ・直前期末の総資産価額 3 千万円以上5 億円未満（5 千万円以上10億円未満） または直前期末以前1年間の取引金額 6 千万円以上50 億円未満（1 億5 千万円以上50億円未満）	同族株主：類似業種比準価額と純資産価額を併用 非同族株主：配当還元価額
小会社	大会社・中会社のいずれにも該当しない会社	同族株主：純資産価額 非同族株主：配当還元価額

※ 表中の括弧書きは卸売業に適用される基準

(4) 特定の評価会社

開業前または休業中の会社の株式は、通常のように配当や利益を基準として評価することができないため原則として純資産価額によって評価し、清算中の会社の株式については、株主に分配されると見込まれる金額を基準に評価することとされた。

(5) 国税庁への上申制度

通達に従った評価額によっても実態にそぐわない場合について、国税庁への上申制度が設けられていた。これにより、画一的な評価にとどまらず、個別事情を踏まえた適正な評価が行われるよう配慮がなされて

いた。

4 昭和期の主な改正

(1) 昭和44年7月改正

イ 改正の背景

配当を恣意的に低く抑えることで、評価額が不自然に変動することを防ぐ必要があった。

ロ 改正の内容

類似業種比準方式における配当金額の算定方法が、評価会社の実際配当ではなく類似業種の配当性向を使って算定する方式から、評価会社の直前2年間の実際配当の平均額による方式へと改められた。

(2) 昭和47年 6 月改正

イ 改正の背景

高度経済成長に伴い会社規模が拡大し、従来の基準では実態にそぐわない会社区分が増えていたことに加え、上場会社の株価変動が大きく、評価時点の偶然による影響をどう均一化するかが重要な課題であった。また、取引相場のない株式についても、類似業種比準方式を中心しつつ、評価の安全性を確保することが課題となり、さらに、少数株主の取扱いを含め、制度全体の見直しが求められていた。

ロ 改正の内容

高度経済成長に対応する形で、会社規模区分の基準額が大幅に引き上げられた。

類似業種比準方式は、次のとおり算式が一歩化され、0.7の斟酌率を乗ずる形に改められたことにより、従前の複雑な構造が整理された。類似業種の株価は、課税時期の属する月以前3か月の各月平均のうち最も低い価額を採用することとされ、上場株式との均衡をとりつつ一層評価の安全性が図られることとなった。

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉑}}{\text{B}} + \frac{\text{㉒}}{\text{C}} + \frac{\text{㉓}}{\text{D}}}{3} \right] \times 0.7$$

純資産価額方式は、法人税額等相当額控除が導入され、個人保有と法人保有の違いを反映する調整が行われた。

また、これまでは、株式を取得した者が同族株主か非同族株主かの別により、評価方法が区分されていたが、これらの評価方法をそれぞれ原則的评价方式と特例的评价方式に改め、特例的评价方式が適用されるのは、①同族株主のいる会社の同族株主以

外の株主、及び②同族株主のいない会社の株主で保有割合が5%未満の株主グループに属する株主とされた。併せて、特例的评价方式が適用される場合には、中会社と小会社に加えて、大会社についても配当還元方式で評価することとされた。

(3) 昭和53年 4 月改正

イ 改正の背景

この当時、同族株主の範囲が実態に比べて広すぎる点や、形式上は同族株主でも経営への影響力が乏しい株主までもが影響力の強い株主と同じ取扱いとなる点が問題視されており、会社の支配構造が複雑化する中で、少数株主的な性格を持つ同族株主にも配当還元方式を適用する必要性が高まっていた。

また、類似業種比準方式や純資産価額方式の計算においても、実際の経営・収益状況の変化に応じた評価額のバランス調整が必要となった。

全体として、株主の実質的支配力が考慮されることとなり、事業承継に配慮した改正であったといえる。

ロ 改正の内容

「中心的な同族株主」という概念が導入され、同族株主の中でも、中心的な同族株主に該当せず、経営への影響が小さい株主については配当還元方式の適用が認められ、同族株主のいない会社についても、持株割合が15%未満のグループや、中心的な株主がいる場合の影響力の小さい株主にまで、配当還元方式の適用範囲が広がった。

また、類似業種比準方式では、利益金額について直前1年の数値と2年平均の数値のいずれか低い方を選択できるようになり、

評価の安定性が増した。純資産価額方式では、同族関係者の持株割合が50%未満の場合に20%の評価減を認める（大会社を除く。）など、支配力を評価に反映させる修正も行われた。

(4) 昭和58年4月改正

イ 改正の背景

中小企業の事業承継が社会問題となる中で、特に営利企業として事業を継続している小会社を、収益性を無視して資産価値だけで評価することへの批判が強くなっていた。他方で収益還元のような動態的な方式の導入も、予測困難性や恣意性の問題があり全面採用は困難であった。

このような状況の中、政府税制調査会や自民党で議論が重ねられ、最終的に「昭和58年度の税制改正に関する答申」（昭和57年12月）において、小規模な会社の株式についても収益性を加味することが適当であり、また、類似業種比準方式の類似業種の採り方の弾力化を図ることが妥当と判断された。

本改正は事業承継への配慮と節税防止の両立を図る改正であったが、小会社への類似業種比準価額の適用により、上場可能な大会社の株価を、実際に上場している類似業種の株価と比準して評価するという類似業種比準方式の理念が失われたとの指摘^{*3}もある。

ロ 改正の内容

小会社についてもLの割合を0.5として類似業種比準方式の適用が認められることとなり、併せて中会社のLの割合の最低値

も引き上げられ、評価が段階的に調整された。

また、類似業種比準方式の業種分類の選択の弾力化が図られ、小分類・中分類・大分類の選択が認められたほか、前年平均株価も選択可能となり、業種の多角化や株価変動に対応しやすくなった。純資産価額方式では、現物出資による不当に低い受入れを利用した評価圧縮を防ぐため、一定の場合に法人税額等相当額の控除を認めない措置が導入された。

5 平成期の主な改正

(1) 平成2年8月改正

イ 改正の背景

昭和後期から平成初期にかけて、持株会社化や現物出資、資産の付け替えなどを利用して非上場株式の評価額を圧縮する節税策が広がっていた。また、資産保有型の会社についても、従来の類似業種比準方式や純資産価額方式だけでは実態を十分に反映できないなどの問題が顕在化したため、評価会社の資産構成や営業実態をより直接に評価へ反映させる必要性が高まっていた。

ロ 改正の内容

株式保有特定会社^{*4}、土地保有特定会社などを「特定の評価会社」として区分し、会社規模によらず、原則として純資産価額方式により評価することとされた。これにより、含み資産や資産の持ち替えを利用して評価額を圧縮する行為が制限されることとなった。

また、純資産価額方式では、課税時期前3年以内に取得した土地・建物については

^{*3} 品川芳宣著『詳解 財産・資産評価の実務研究』（大蔵財務協会2022）297頁

^{*4} 現行の株式等保有特定会社。以下同じ。

通常の取引価額で評価し、さらに保有株式等については評価差額に対する法人税額等相当額の控除を認めないこととされた。

全体として、事業承継への配慮よりも、租税回避防止の色彩が非常に強い改正であり、これらの適用を回避するための対策が盛んに講じられるようになった。

(2) 平成6年6月改正

イ 改正の背景

高度経済成長を経て企業規模や業態が大きく変化する一方、従来の資本金1億円基準は実態との乖離が大きくなり、巨額資産を保有する会社や資本よりも人員規模が企業活動を左右する会社を適切に区分できなくなっていたことから、会社規模の判定をより実態に即したものに直し、会社の経営規模や活動状況を反映した評価体系へと改める必要が生じた。

ロ 改正の内容

会社規模の基準について、従来の資本金1億円基準が廃止され、従業員数100人以上を大会社とする基準が導入された。また、総資産価額基準についても従業員数を加味し、総資産が大きくても従業員が少ない会社を大会社としないなど、実態に即した判定に改められた。

本改正は、会社経営をより適切に反映するため、資本金中心の形式基準から企業活動の実態を考慮する方向へ転換した点に特徴がある。

(3) 平成12年～平成15年改正

イ 改正の背景

政府税制調査会の答申で、経済社会の変化に応じてより適正で実態的な評価へと修

正する必要があるとされたことを踏まえ、評価の一層の適正化を図ることが平成12年度税制改正に盛り込まれた。類似業種比準方式については、利益金額や配当金額の位置付けが適切か、小会社の基準が時代に合っているか、比準要素が少ない会社をどのように扱うかなどが論点となり、評価通達が実質的に、本来立法が担うべき事業承継税制の役割を担っていたともいえる。

また、平成13年・14年の商法改正により、単元株制度が創設されるとともに、株式の多様化が進み、株主が持つ株式数と議決権数が必ずしも一致しない状況が一般化し、従来の持株割合を基準にした同族判定では会社支配の実態を適切に把握できないケースが増えた。株式の評価においては、単なる保有株数よりも、実際に会社の経営に影響を与えることができるかどうか重要であり、支配の実態をより正確に反映する判定方法への見直しが必要になった。

ロ 改正の内容

平成12年改正では、類似業種比準方式を中心に、次のような大きな見直しが行われた。

- ① 従来の比準3要素の配当・利益・純資産のバランスを再調整し、利益のウェイトが他の要素の3倍(1:3:1)とされた。
- ② 斟酌率は会社規模にかかわらず0.7であったが、中会社および小会社はそれぞれ0.6及び0.5に見直され、評価の安全性が調整された。
- ③ 小会社の従業員数基準は、従来の10人以下から5人以下に引き下げられ会社規模区分がより厳格になった。
- ④ 比準要素数が1の会社は、従来の純資産価額方式だけでなく、Lの割合を0.25

とする類似業種比準方式との併用が認められ、極端に低い評価や評価の偏りを避ける方向が打ち出された。

- ⑤ 純資産価額の計算上法人税額等相当額を控除しない資産の低額受入れのケースに、株式交換又は株式移転により株式を受け入れた場合が追加された。

続いて、平成15年改正では、同族株主の判定方法が、それまでの「持株割合」から「議決権割合」へ変更され、原則的評価方式と配当還元方式の適用区分が見直された。

(4) 平成18年～平成20年改正

イ 改正の背景

会社法の施行により、株式や配当の法的構造が従来の商法下のものから大きく変わり、税務上の株式評価も「資本金」や「利益処分」といった旧制度の用語や発想のままでは整合性を欠くようになったため、会社法・法人税法との関係を整理し、評価通達を現行制度に対応させるための技術的な修正が必要となった。

また、類似業種比準方式において、利益金額がゼロまたは極めて小さい会社の評価が不安定になり、算式上の分母の取り方によって評価額が過度に変動するおそれがあったため、赤字会社や利益の薄い会社についても評価の安定性を確保し、実務上の不自然さを和らげるために、計算式の細部を調整する必要が生じていた。

ロ 改正の内容

平成18年改正で、会社法や法人税法との整合を図るため、類似業種比準方式における1株当たりの資本金の額が「資本金等の

額」に改められ、配当金額の算定も、旧来の「利益処分による配当金額」から「剰余金の配当金額」を基準とするよう修正された^{*5}。

続いて、平成20年改正では、類似業種比準方式において、利益金額がゼロの場合の分母の数が「3」から「5」に改められ、利益ゼロの会社に対して過度に不利または不安定な評価が生じないように調整された。

(5) 平成25年改正

イ 改正の背景

株式保有特定会社の判定について、司法判断により実態とのズレが指摘され、大会社においても、形式的な会社区分だけではなく、会社の資産構成や保有実態に即して評価する方向へ判定基準を見直すこととなった。

ロ 改正の内容

平成25年改正では、東京高裁平成25年2月28日判決^{*6}を踏まえ、大会社における株式保有特定会社の判定基準となる保有比率が25%から50%に引き上げられた。

(6) 平成29年改正

イ 改正の背景

企業の連結経営が一般化し、上場会社の実態は単体決算だけでは把握しにくくなっていた上、類似業種比準方式が前提としてきた配当・利益・純資産の3要素が、近年の企業活動や会計実務の変化を十分に反映していないとの指摘が強まったこと、また、会社規模区分についても従来の基準では実態に合わない面が目立つようになっていた

^{*5} この改正により配当還元価額が類似業種比準価額を上回る事態が生じることとなった。この点の詳細は前出^{*3}の355頁

^{*6} 平成24年（行コ）第124号

ことから、取引相場のない株式の評価をより実態に即した形へ見直す必要性が高まっていた。

口 改正の内容

類似業種比準方式を中心に次のような見直しが行われた。

- ① 類似業種の株価について、従来の課税時期の属する月以前3か月平均等に加え、課税時期の属する月以前2年間平均を選択できるようになり、短期的な株価変動に左右されにくい評価が可能となった。
- ② 類似業種の3要素について連結決算を反映した数値を用いることとされ、企業

グループ全体の実態に近づける調整が行われた。

- ③ 平成12年改正により1:3:1とされていた3要素の比重が、1:1:1（各要素均等）に戻されることとなった。
 - ④ 会社規模区分についても、法人企業統計等を踏まえて見直しが行われ、大会社・中会社の適用範囲が拡大された。
- なお、平成29年改正以降、評価通達に大きな改正はなく、これまでの取引相場のない株式の評価方式の変遷をまとめると図表2のとおりである。

図表2 評価方法の変遷

	類似業種比準方式	純資産価額方式	配当還元方式
昭和39年 (通達制定)	下記いずれかの低い方 $A \times \left[\frac{\text{B} + \frac{\text{C}}{3} + \frac{\text{D}}{3} + 3}{6} \right]$ 又は $A \times \left[\frac{\text{B} + \frac{\text{C}}{3} + \frac{\text{D}}{3} + 1}{4} \right]$ (注)		1株当たり券面額に年平均配当率を乗じた金額を10%で除して計算 年平均配当率の下限は5%
昭和44年	配当金(B)について、直前期以前2年平均(実額)へ		
昭和47年	計算式を以下の通り改正 ※1 類似業種平均株価(A)を課税時期の属する月以前3か月の各月の平均株価のうち最も低い金額に比準へ ※2 純資産価額(D)を資本金+資本積立金+利益積立金へ ※3 純資産価額による「頭打ち」制度を導入 $A \times \left[\frac{\text{B} + \frac{\text{C}}{3} + \frac{\text{D}}{3}}{3} \right] \times 0.7$ 会社規模区分の判定基準のうち総資産価額基準及び年間取引金額基準を引き上げ	資産の評価替えにより生じる評価差額に対する法人税等相当額の控除を導入	配当還元方式の適用範囲を拡大し、同族会社のいる会社の同族株主以外の株主及び同族株主のいない会社で保有割合が5%未満のグループに属する株主にも適用
昭和53年	利益金額(C)について、直前期1年の金額又は2年間の平均額のいずれか低い方を選択可とする改正	同族グループの持ち株割合が50%未満の時は、20%の評価減	「中心的同族株主」基準の導入により、適用範囲を拡大
昭和58年	小会社が併用方式(適用割合0.5)を選択可能に 類似業種分類選択の弾力化(小分類と中分類の選択、中分類と大分類の選択可とする) 類似業種平均株価(A)について前年平均株価の選択可 中会社(小)のLの割合の引き上げ(0.25→0.5)、3区分から2区分へ		1株(資本金50円)当たりの年平均配当金額を10%で除したものに、1株当たり資本金の額の倍数を乗じて計算(配当額の下限は2円50銭)
平成2年		3年以内取得資産については通常の取引価額により評価する等、所要の改正 特定の評価会社の株式を定義(株特、土地特、開業後3年未満の会社を新設)	
平成6年	中会社を2区分から3区分に細分化し、Lの割合を拡大(0.5・0.75→0.6・0.75・0.9) 大会社の基準「資本金1億円以上」を「従業員数100人以上」に変更	現物出資受入差額に対する法人税等相当額は、純資産価額の計算上控除しない	
平成12年	計算式を以下の通り改正 ※1 利益金額(C)の金額が0の場合、分母は3とする ※2 0.7は、中会社「0.6」、小会社「0.5」とする $A \times \left[\frac{\text{B} + \frac{\text{C}}{3} \times 3 + \frac{\text{D}}{3}}{5} \right] \times 0.7$	現物出資受入差額に対する法人税等相当額の取扱いに、株式交換又は株式移転により受け入れた株式も追加(R3に株式交付を追加)	
平成18年	1株当たり資本金等の額を50円とした株式数を基に計算する等、所要の改正 Dの計算において法人税法上承認されている退職給付引当金を負債とする取扱いを廃止	会社法施行に伴い、配当金及び役員賞与金額の取扱いを削除 退職給付引当金について、類似業種比準方式と同様に負債としない	1株当たり資本金等の額について類似業種比準方式と同様
平成20年	利益金額(C)の金額が0の場合、分母を3とする取扱いを廃止(5のまま)		
平成29年	計算式を以下の通り改正 ※ 0.7は、中会社「0.6」、小会社「0.5」とする $A \times \left[\frac{\text{B} + \frac{\text{C}}{3} + \frac{\text{D}}{3}}{3} \right] \times 0.7$ 大会社の基準「従業員数100人以上」を「従業員数70人以上」に変更	(注)昭和39年の類似業種比準方式 ※1 類似業種平均株価(A)は課税時期の属する月の平均株価 ※2 配当金(B)は直前期1年の配当性向により計算($\text{C} \times \frac{\text{B}}{\text{C}}$ =類似業種の配当性向) ※3 利益金額(C)は直前期1年の金額により計算 ※4 純資産価額(D)は総資産(簿価)-(負債(簿価)-準備金・引当金)	

(国税庁：取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第1回）資料2頁をもとに筆者作成）

6 令和期の動向

(1) 令和4年4月19日最高裁判決の影響

令和4年4月19日最高裁判決^{*7}が示した評価通達6^{*8}の適用に関する判断枠組みは、取引相場のない株式の評価にも大きな影響を与えた。実際、最高裁の判決後に

評価通達6が適用された処分の件数は図表3のとおり増加しており、当該判断枠組みに基づく判決^{*9}も増加傾向にある。一方、評価通達6による個別対応については、納税者の予見可能性の観点からの批判意見^{*10}も出されており、評価方法の明確化が要請される情勢となった。

図表3 評価通達6の適用件数

年分（事務年度）	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
適用件数	2	0	4	0	1	1	0	6	11	2	27
不動産	1	0	1	0	0	1	0	3	5	2	13
株式	1	0	3	0	1	0	0	3	6	0	14

（国税庁：取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第1回）資料15頁抜粋）

(2) 会計検査院の報告

令和6年11月に会計検査院が公表した令和5年度決算検査報告により、評価通達が定める取引相場のない株式の原則的評価方式では、類似業種比準価額が純資産価額に比べて大きく下回る傾向にあることが明らかになった。具体的には、令和2、3年分の相続税・贈与税申告から抽出した1,600件を対象にした調査の結果、次の点が指摘された。

- ① 類似業種比準価額の中央値は11,622円、純資産価額の中央値は42,648円であり、両者の比率は約27%であった。
- ② 純資産価額に対する申告評価額の中央

値は、大会社0.32倍、中会社0.50倍、小会社0.61倍と会社規模により差があった。

- ③ 会社規模区分を変えたり特定会社に該当しないようにしたりする操作によって税負担の軽減を図る事例があり得る。
- ④ 類似業種比準価額が低くなる要因として、類似業種の株価や利益金額について低値を選択できる仕組みや評価会社と類似業種の配当動向の差などの要因があった。

一方、特例的評価方式である配当還元方式についても、10%の還元率が昭和39年改正以来見直されていない点が問題視され、金利水準が長期的に低下している中、10%

^{*7} 民集76巻4号411頁。同判決は、評価通達の定める評価方法には直接の法的効力はないものの、それにより画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、特定の者の相続財産についてのみ評価通達によらないことは平等原則に違反するとし、その上で、画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には評価通達と異なる方法でも平等原則に違反しない旨判示して、評価通達6の意義と適用要件を示したものである。

^{*8} 評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する旨定めている。

^{*9} M&Aの前後で評価通達6に基づき当局が計算した評価額と評価通達の定める評価方法により評価した金額との間に大きな乖離があるというだけでは、実質的な租税負担の公平に反する事情とはいえないとされた東京高裁令和6年8月28日判決（仙台薬局事件）、相続税の負担を減少させる目的で、証券会社の提案に基づき実行した新株発行等により特定の評価会社を回避したことが実質的な租税負担の公平に反する事情に当たるとされた東京高裁令和7年6月19日判決などが挙げられる。

^{*10} 令和8年度税制改正に関する建議書（日本税理士会連合会）や令和8年度税制改正意見書（日本公認会計士協会）など

という還元率は相対的に高く、還元率を引き下げると評価額が大きく上昇する試算が示された。

本報告書は、非上場株式の評価制度が長年の経済環境の変化や制度改正を十分に反映しきれておらず、異なる規模区分の会社間で評価の公平性が必ずしも確保されていないと指摘した上で、国税庁に対し、各評価方式のあり方や配当還元方式の還元率を含めて、社会経済の変化を踏まえた見直しを検討することを要請したものである。

(3) 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」の開催

(2)の検査院の指摘を踏まえ、国税庁が対象期間を令和4、5年分として取引相場のない株式に係る実態調査を実施した結果、同様の乖離が生じていること及び当該乖離を誘因として純資産価額方式の適用を回避しようとする高度なスキームが存在することが確認された。

このような情勢の中、令和8年4月より、国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」が開催されている。国税庁としても、評価通達6に依拠するだけでなく、制度自体を見直すことにより、あらかじめ不適切なスキームを生じさせにくい評価方式にする必要があるとの問題意識を持っており、評価の見直しの方向性として、主に次の4点が挙げられている。

- ① 評価額操作の誘因となる乖離を排除し、異なる規模区分の評価会社間での評価の公平性を確保すること。
- ② 評価額の恣意性や操作性を排除し、株価の中立性を確保すること。
- ③ 制定当初からの実務や学術上の進展を

踏まえて「今日的観点」から見直しをすること。

- ④ 継続企業の実態や第三者M&Aの企業価値評価などの実務を踏まえて検討すること。

有識者会議は全9回程度実施される見込みであり、国税庁ホームページに掲載される会議資料や議事要旨は目を通しておいた方がよいと思われる。

7 法人税における評価通達の準用

(1) 平成12年改正前

法人税法は、相続税法と計算構造が異なり、有価証券の意義・範囲と所有目的に応じた期末評価額を法定し、その評価方法が法人税基本通達に定められている。従来、非上場株式の評価については、資産の評価損に係る法人税基本通達の取扱いに基づいて行われてきた。

平成12年改正前には、気配相場のない株式について、評価損の規定を適用する場合の期末の価額は、旧法人税基本通達9-1-14（現行9-1-13）の定めが適用され、売買実例等がない場合は「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によることとされていた。また、特例的に、旧法人税基本通達9-1-15（現行9-1-14）の定めにより、評価通達を準用して算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り認めることとされた。

(2) 平成12年改正以降

平成12年改正により、気配相場のない株式は「上場有価証券等以外の株式」に改められるとともに、通達番号が現行と同様に変更され、評価通達を準用する場合の算定

条件に、1株当たりの純資産価額の計算上評価差額に対する法人税額等相当額を控除しないことが加えられた。

その後の平成17年改正により、同様の定めが資産の評価益にも重複的に定められ^{*11}、令和2年改正により「市場有価証券等以外の株式」に改められたが、取扱いについて大きな変更はない。

8 所得税における評価通達の準用

(1) 平成12年改正（所得税基本通達59-6の新設）

所得税法では、所得税の所得計算の特性に応じた独自の法令の規定と所得税基本通達の取扱いが定められている。

個人から法人に対して株式を贈与又は低額譲渡（その株式の時価の1/2未満の対価の額による譲渡）した場合には、「その時における価額」によって譲渡があったものとみなして課税される（所法59①）が、この場合の時価は、かねてより所得税基本通達23～35共-9の取扱いに準じて算定した価額によることとされていた。しかし、売買実例等があることはほとんど無いため、一般的に「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」の取扱いが明確でないとの指摘がなされていた。

平成12年改正で新設された所得税基本通達59-6は、この「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」の具体的な取扱いについて、法人税での取扱いや個人の株式取引の実態を踏まえて^{*12}、評価通達を準用して算定した価額とする旨が

明らかにされたものである。

(2) 令和2年改正以降

所得税基本通達59-6の定めについて、譲渡所得に対する課税で配当還元方式を用いることとなるのは、譲渡人である株主が少数株主に該当する場合（国側の主張）か、譲受人である株主が少数株主に該当する場合（納税者側の主張）かが争われた事件の最高裁判決^{*13}において、最高裁は、通達の文言を重視した納税者側の主張を退け国側の主張を認める判断を下した。しかし、当該判決に付された裁判官の補足意見において、本通達の作成手法は分かりやすさという観点から改善されることが望ましい等の指摘がなされ、令和2年改正により、取扱いがより明確になるよう所得税基本通達59-6の改正が行われた。

また、令和5年改正により、所得税基本通達23～35共-9についても、所得税基本通達59-6と同様に「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」の具体的な取扱いが明記された。

9 むすびに

上記の変遷をみると、取引相場のない株式の評価方法については、昭和26年制定の富裕税財産評価事務取扱通達を前身として、昭和39年の評価通達制定により現行制度の骨格は出来上がっており、その後は個々の取扱いが時代に即して改正されてきたものの、制度の基本構造自体に大きな変更はなかったといえる。また、本来立法が担うべ

^{*11} 現行の法人税基本通達4-1-5、4-1-6を指す。

^{*12} 取引実態等を踏まえ、株主区分の判定は譲渡（贈与）直前の保有株数により行うこととされた。法人税基本通達にこの取扱いは明記されておらず、全体として記載ぶりには若干の差異がある。

^{*13} 令和2年3月24日最高裁第三小法廷判決

き円滑な事業承継への配慮という考え方も一貫して存在してきたように思われる。

令和8年4月から開催されている有識者会議においても、現行の評価方法の見直し程度にとどまるのか、それとも新たな評価モデルが導入されるのか、本稿執筆時点ではなお不透明であるが、当該有識者会議の取りまとめを受けての年末の税制改正大綱や通達改正案がどのように示されるのか、実務上も非常に高い関心が寄せられており、今後の動向を注視する必要がある。

以上



武井 宏貴
(たけい・ひろたか)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆**経歴** 税理士法人、国税不服審判所を経て現職。
税理士
平成29年～令和3年 国税審判官（特定任期付職員）
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員
- ◆**雑誌寄稿** 月刊税理 2023年2月号特集『裁判例等から学ぶ非上場株式の評価（所得税・法人税）』